

ちゅうらうちな一安全なまちづくり推進会議表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、ちゅうらさん運動の高揚を図り、安全・安心なまちづくりに資するため、ちゅうらさん運動に顕著な功労のあった個人及び団体を表彰することを目的とする。

(表彰及び基準等)

第2条 表彰の種類、基準及び方法は別表のとおりとし、ちゅうらうちな一安全なまちづくり推進会議会長が表彰する。

(推薦方法)

第3条 ちゅうらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年12月25日条例第47号）第5条に基づき設置されたちゅうらうちな一安全なまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の会員及び推進会議の専門部会長並びに各地区の安全なまちづくり推進協議会の長は、前条の表彰基準に該当すると認められるときは、別記様式第1号（個人功労）、別記様式第2号（機関・団体功労）及び別記様式3（個人または機関・団体貢献）を作成し、推進会議会長に推薦するものとする。

(選考委員会)

第4条 推進会議にちゅうらうちな一安全なまちづくり推進会議表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会は、推進会議規約第6条の推進会議幹事会の幹事で構成するものとする。
- 3 選考委員会は、推進会議幹事会代表幹事が主宰する。

(庶務)

第5条 本規程に関する庶務は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課で処理する。

附 則

この規程は、平成16年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月22日から施行する。

表彰の基準

表 彰 種 類	表 彰 基 準	表彰方法
1 ちゅらさん 運動の推進に 功労のあった 個人	ちゅらさん運動に関する活動について、顕著な功労が認められ、かつ、次に掲げる要件を満たす個人 (1) 年間を通して、ちゅらさん運動に関する活動を継続して行っていること (2) 人格円満で他の模範と認められること	表 彰 状
2 ちゅらさん 運動の推進に 功労のあった 機関・団体	ちゅらさん運動に関する活動について、顕著な功労があったと認められ、かつ、年間を通してちゅらさん運動に関する活動を継続して行っている機関・団体	表 彰 状
3 ちゅらさん 運動の推進に 貢献した個人 又は、機関・ 団体	ちゅらさん運動に関する活動について、多額の浄財を寄付する等の支援により顕著な貢献があったと認められる個人又は機関・団体	感 謝 状

別記様式第2号

ちゅらさん運動の功労団体表彰推薦書

功 労 種 別	機 関 ・ 団 体 功 労	推 薦 順 位	第 位
(ふりがな)	-----		
団 体 名			
代表者の氏名 及 び 職 名			
所 在 地			
設立年月日	年	月	日
構成員及び 人員・体制			
組 織 図	別紙のとおり		
沿 革			
活 動 状 況 及 び 功 績 事 項	1 活動状況 2 功績事項 (1) 概要 ・ (2) 具体的内容 ・		
防犯等表彰履歴 (表彰名・年月日)			
上記のとおり推薦します。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 推薦者名 </div>			
ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議会長 殿			

別記様式第3号-2

ちゅらさん運動支援機関・団体表彰推薦書

功 勞 種 別	機 関 ・ 団 体 貢 献	推 薦 順 位	第 位
(ふりがな)	-----		
団 体 名			
代表者の氏名 及 び 職 名			
所 在 地			
設立年月日	年	月	日
構成員及び 人員・体制			
組 織 図	別紙のとおり		
沿 革			
活 動 状 況 及 び 功 績 事 項	1 活動状況 2 功績事項 (1) 概要 ・ (2) 具体的内容 ・		
防犯等表彰履歴 (表彰名・年月日)			
上記のとおり推薦します。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> 推薦者名			
ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議会長 殿			